

令和4年度「第5期横浜市地域福祉保健計画」策定支援業務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とする。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は293点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行います。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行いません。

(1) 提案内容

(2) 本業務の実施体制

なお、(2)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評点は各A=5点、B=3点、C=0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がAであれば評価点は $5 \text{点} \times 2 = 10 \text{点}$

評価がBであれば評価点は $3 \text{点} \times 2 = 6 \text{点}$

評価がCであれば評価点は $0 \text{点} \times 2 = 0 \text{点}$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします(評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は1,465点、基準点は879点)。基準点に達しない場合は不適格とします。

【表】プロポーザル評価表

評価項目	評価の着目点	評価			採点				
		A(5点)	B(3点)	C(0点)	評価	比率	評点	配点	
1 会社の業務実績	本市での福祉保健分野における行政計画策定業務(地域福祉保健計画、区域の計画を除く)の実績(過去10年間:平成23年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×2		10点	
	本市(区域での計画含む)又は他市町村での「地域福祉計画」策定業務の実績(過去10年間:平成23年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×2		10点	
2 本業務の実施体制	【管理者における】本市での福祉保健分野における行政計画策定業務(地域福祉保健計画、区域の計画を除く)の実績(過去10年間:平成23年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×2		10点	
	【管理者における】本市(区域での計画含む)又は他市町村での「地域福祉計画」策定業務の実績(過去10年間:平成23年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×2		10点	
	【担当者における】本市での福祉保健分野における行政計画策定業務(本市地域福祉保健計画、区域の計画策定業務を除く)の実績(過去10年間:平成23年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×1		5点	
	【担当者における】本市(区域での計画含む)又は他市町村での「地域福祉計画」策定業務の実績(過去10年間:平成23年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×1		5点	
	人員体制や資料作成能力の業務遂行能力があるか	優れている	妥当である	劣っている		×7		35点	
	本業務に対する姿勢が適切で、意欲が感じられるか	優れている	妥当である	劣っている		×7		35点	
3 提案内容	業務の理解度について	横浜市全体や区・地域における地域福祉保健の現状について、十分に認識しているか。	優れている	妥当である	劣っている		×5		25点
		第4期横浜市地域福祉保健計画に関して、十分に理解をしているか。	優れている	妥当である	劣っている		×5		25点
	業務実施方針について	大都市における地域福祉の課題を理解した内容になっているか。	優れている	妥当である	劣っている		×7		35点
		第5期市計画の構成について、具体的かつ新たな視点が盛り込まれた提案になっているか。	優れている	妥当である	劣っている		×7		35点
		第5期市計画の評価方法に関して、効果的な提案が示されているか。	優れている	妥当である	劣っている		×7		35点
	4 企業の取組に関すること	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満の場合のみ加算		該当している	該当していない		×1		3点
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員301人未満の場合のみ加算			該当している	該当していない		×1		3点	
次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定			該当している	該当していない		×1		3点	
よこはまグッドバランス賞の認定を取得している			該当している	該当していない		×1		3点	
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)			該当している	該当していない		×1		3点	
次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得 ・横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはAAの認証			該当している	該当していない		×1		3点	
合計								293点	